

資料

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

平成30年9月27日(木)

ホテルニューオータニ佐賀

## 目 次

	頁
<b>議事 1 平成 30 年度主要事業について</b>	
案件 1 保険者機能強化推進交付金 . . . . .	1
案件 2 介護保険料コンビニ収納サービスの開始 . . . . .	3
案件 3 制度改正に伴う影響等 . . . . .	4
案件 4 介護予防・日常生活支援総合事業 . . . . .	6
案件 5 介護保険事業者の指定に係る基準 . . . . .	8
案件 6 第 7 期における地域密着型サービス事業者等の選定 . . . . .	10
案件 7 地域包括支援センターの移転 . . . . .	12
<b>議事 2 平成 29 年度地域支援事業について</b>	
案件 1 平成 29 年度地域包括支援センターの運営状況報告 . . . . .	14
案件 2 地域ケア会議の実施状況報告 . . . . .	15
<b>議事 3 平成 29 年度主要事業の実績報告について</b>	
案件 1 要介護等の認定に係る状況 . . . . .	18
案件 2 介護保険給付費執行状況 . . . . .	18
案件 3 介護予防・日常生活支援総合事業の執行状況 . . . . .	18
案件 4 介護保険料の賦課収納状況 . . . . .	18
案件 5 介護サービス事業者に対する指導等の状況 . . . . .	18

# 議事 1 平成 30 年度主要事業について

## 案件 1 保険者機能強化交付金

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正（平成 29 年改正）により、第 122 条の 3 が追加され、保険者機能強化推進交付金が創設された。

### 1 目的等

国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、新たな交付金を交付する。

この仕組みにより、市町村の地域課題への問題意識を高め、地域の特性に応じた様々な取組が進められ、こうした取組が共有され、より効果的な取組みに発展することを目指す。

### 2 交付金の予算規模（平成 30 年度）

200 億円      うち    都道府県分 10 億円程度      保険者分 190 億円程度

### 3 各市町村への交付額の算定方法

全市町村を対象とする。

評価指標により各市町村の評価点数を算出し、全市町村の合計点数のうち当該市町村の占める割合に応じて交付金予算の範囲内で交付

○各市町村の交付額

$$= \text{交付金予算総額} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第 1 号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第 1 号被保険者数}) \text{の合計}}$$

※広域連合については、各構成市町村の点数の合計による。広域連合単位で評価するのは、各構成市町村同一点数とする。

### 4 交付金の性格

○充当先      介護保険特別会計      ※広域連合の場合、介護保険者で受けることとなる。

○活用      地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進める。

## 5 スケジュール

### ○国が提示するスケジュール

平成30年	6月27日	国から評価指標への該当状況照会
	10月	評価指標の該当状況を県に提出
	11月	評価結果、交付額の内示
平成31年	1月	交付申請書の提出
	2月	補正予算措置
	3月	交付決定通知

※構成市町と連携し、広域連合が交付金の手続きを行う。

### ○佐賀中部広域連合の評価指標への該当状況照会への対応状況

平成30年

8月	評価指標ごとの広域連合と構成市町の役割分担を検討
9月7日	構成市町及び広域連合各係に該当状況の作成依頼（9月21日まで）
9月下旬	評価指標に関する、 佐賀県長寿社会課、広域連合、構成市町の3者ヒアリング
10月5日まで	評価指標の該当状況を佐賀県に提出 各構成市町が作成したものを広域連合が取りまとめて提出

### <評価指標>

全61項目

I	P D C Aサイクルの活用による保険者機能強化 に向けた体制等の構築	8項目
II	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	46項目
III	介護保険運営の安定化に資する施策	7項目

## 案件 2 介護保険料コンビニ収納サービスの開始

### 1 趣旨

介護保険料の納付に係る被保険者の利便性の向上、収納率・納期内納付率の向上を図るため、コンビニ収納業務を開始する。

### 2 検討経緯

平成20年度以降、各自治体においてコンビニ収納サービスが随時開始されたのを受けて、本広域連合でも実施の検討を開始した。

コンビニ収納サービスを始めるためにはシステム改修が必要となるが、既存システムでは莫大な改修費用（約28百万円）がかかるため、システム更新に合わせて実施をするように見送ってきた。

平成31年2月のシステム更新に向け、コンビニ収納サービスの検討を行っている。

### 3 費用対効果

収納率が0.55割～0.95割上昇が見込まれるため、導入費用、毎年度のランニングコストと比較しても、若干ではあるが収納額の方が上回ると考えられる。

なお、導入による増加する経費見込額、収入見込額は、導入している他団体の状況および本広域連合の実績の推移から算出している。

増加する経費	導入初期費用（初年度のみ）		約200万円
	経常経費	手数料	約130万円
		印刷、封入封緘等委託費	約50万円
	計		（初年度） 約380万円 （次年度以降） 約180万円
増加する収入	介護保険料	普通徴収（現年賦課、滞納繰越含む）0.55割～0.95割増の場合	約280万～500万円

### 4 実施期日

平成31年4月賦課分の納付書から対応

### 5 被保険者へ周知のスケジュール

- 平成30年12月 連合だより  
(配布対象：構成市町の全戸)
- 平成31年 2月 構成市町広報誌  
(配布対象：構成市町の全戸)
- 平成31年 4月 保険料納入通知（チラシ同封）  
(配布対象：介護保険料納付書払い及び口座払いの被保険者)

## 案件3 制度改正に伴う影響等

### 1 所得指標見直しについて

#### (1) 概要

介護保険制度の保険料・給付関係において、所得判定を行う際に用いる「合計所得金額」に係る所得指標の見直しが行われた。

(改正内容)

土地の売却等による譲渡所得に関して、地方税法の「合計所得金額」は、控除前の譲渡所得金額が計上されるが、介護保険制度においては、「合計所得金額」から「長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除」を控除する。

#### (2) 施行の時期

##### ① 介護保険料

所得判定に用いるのは、平成30年度から適用。

##### ② 保険給付

保険給付においては、利用者自己負担割合、高額介護サービス等、特定入所者介護サービス費（補足給付）等に合計所得金額を用いている。改正内容の適用は、平成30年8月から適用。

ただし、補足給付に係る特例減額措置については、平成28年8月から適用。

#### (3) 制度改正に伴う影響

##### ① 介護保険料

影響区分	人数	保険料賦課額
特別控除で段階が下がり、金額が減った人（所得段階変更あり）	156人	△6,285,416円
特別控除で段階のみ下がった人（所得第3段階から第2段階へ）	3人	0円
特別控除を受けたが、変更なしの人（所得段階変更なし）	59人	0円
計	218人	△6,285,416円

##### ② 保険給付（要支援・要介護認定者のみ）

利用者負担の割合 影響区分	人数
特別控除で変更あり（3割から2割へ）	1人
特別控除で変更あり（3割から1割へ）	28人
特別控除で変更あり（2割から1割へ）	7人
特別控除を受けたが、変更なしの人（負担割合変更なし）	17人
計	53人

※高額介護サービス等、特定入所者介護サービス費（補足給付）等については、平成30年8月から適用、平成30年10月から請求となるため、影響額等については現時点では不明。

## 2 3割負担の導入について

### (1) 概要

世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。

対象は、第1号被保険者だけであり、第2号被保険者は対象とならない。

### (2) 負担割合の区分

負担区分	区分の条件
3割負担 (新設)	「合計所得金額220万円以上」 かつ 65歳以上の方が1人の世帯： 「年金収入+その他合計所得金額340万円以上」 65歳以上の方が2人以上の世帯： 「年金収入+その他合計所得金額463万円以上」
2割負担	「合計所得金額160万円以上」 かつ 65歳以上の方が1人の世帯： 「年金収入+その他合計所得金額280万円以上」 65歳以上の方が2人以上の世帯： 「年金収入+その他合計所得金額346万円以上」 かつ、3割負担該当以外
1割負担	上記以外

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額。なお、平成30年8月から、土地建物等の譲渡などの長期（短期）譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用いる。

※その他合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた金額。

### (3) 施行の時期

平成30年8月から適用。

有効期間 平成30年8月1日から平成31年7月31日

### (4) 制度改正に伴う状況

平成30年度介護保険負担割合証発行対象者数（平成30年8月10日時点）

負担割合	人数	割合
1割	18,230人	92.77%
2割	937人	4.77%
3割	483人	2.46%
合計	19,650人	100%

## 案件 4 介護予防・日常生活支援総合事業

### 1 介護予防・生活支援サービス事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における要支援者等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」では、従来の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービス（相当サービス）のほか、従来の介護予防サービスよりも緩和した基準で提供されるサービス（基準緩和サービス）や、住民主体によるサービスなど地域の実情に応じたサービスの提供が可能とされている。

#### ○ 第 7 期の方向性

要支援者等の様々な状態に応じたサービスを提供できるよう、広域連合及び構成市町がそれぞれの役割に応じて、多様なサービスの充実を図り、要支援者等の自立した日常生活を支援する。

#### ○ 平成 30 年度事業

##### （広域連合が実施主体となるもの）

制度移行の初年度である平成 29 年度は、介護サービス事業者、地域包括支援センター等の関係機関の業務に支障が生じないように、円滑な移行を図るために相当サービスのみを実施した。

平成 30 年度は、相当サービスに加え、要支援者等が状態や必要性に応じて選択できるサービスとして、新たなサービスメニュー（①、②）を追加する。

##### 【開始時期】

平成 30 年 10 月 1 日（国が定める単価の改正時期と同じ）

##### 【新たなサービスメニューの内容】

指定事業者により提供される人員等の基準を緩和した基準緩和サービス

新たなサービスメニュー	サービスの内容
① 生活援助型訪問サービス	身体介護が必要ない方に対し、掃除・洗濯・調理等の生活援助のみを提供する訪問型サービス
② 運動型通所サービス	運動器の機能訓練を主とした 3 時間未満の通所型サービス

##### （構成市町が実施主体となるもの）

一部の構成市町においては、平成 30 年 10 月 1 日から試行的に短期間で行われる通所型サービスなどを実施するが、構成市町が実施主体となるサービスの全体的な運用開始は平成 32 年度を目標とする。



## 2 一般介護予防事業

広域連合及び構成市町がそれぞれの役割に応じて、日常生活における介護予防への意識づけや、介護予防の習慣化など介護予防に関する普及啓発に努める。

### ○ 平成30年度事業

構成市町において運動教室や体操教室などの介護予防教室を開催するとともに、教室終了後も介護予防に資する取組が継続されるよう自主グループ化の推進など、地域における通いの場の充実に努めている。

広域連合においても、こうした構成市町の取組を後押しするために、平成30年度から介護予防推進員派遣事業を開始した。

#### (介護予防推進員派遣事業)

##### 【目的】

リハビリテーションに関する専門的見地を有する者（介護予防推進員）を住民主体の通いの場等に派遣し、通いの場における介護予防の効率性や継続性を高めることで、高齢者の自立支援や生きがいを構成市町とともに推進する。

##### 【事業内容】

- ・介護予防推進員（1名、健康運動指導士）を広域連合事務局内に配置し、介護予防教室終了後も活動を継続する自主グループ等へ派遣する。
- ・自主活動の場等において、参加者の状態に応じた運動方法や高齢者が有する能力を最大限に引き出すための方法等、適切な指導・助言等を行う。また、高齢者に通いの場における介護予防に関する講話や簡単なストレッチ等を紹介し、介護予防の普及啓発を図る。

#### ■平成30年度実績（8月末現在）

自主グループ支援		出前講座	
派遣回数	参加者延べ人数	派遣回数	参加者延べ人数
64回	894人	4回	172人

## 案件5 介護保険事業者の指定に係る基準

### 1 居宅介護支援事業者の指定基準条例の制定について

#### (1) 概要

介護保険法の一部改正により、平成30年度から、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定基準に関する条例制定が、県から市町村（介護保険者）の権限となった。

そのため、本広域連合において、指定居宅介護支援事業者の指定基準条例を制定する。

なお、本広域連合では、指定居宅介護支援事業者の指定については、平成17年度に佐賀県から権限移譲を受け、佐賀県が定めた基準により指定事務を執行していたが、本広域連合の条例制定までは、佐賀県条例で定めていた指定基準を適用することとなる。（基準条例の制定については、1年間の経過措置あり。）

#### (2) 制定の内容

佐賀県が定めていた条例の内容を踏襲して「佐賀中部広域連合指定居宅介護支援等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」を制定し、次の基準を定めた。

ア 本広域連合で定める基準は、省令で定める基準とする。

イ 暴力団等の関与を排除する基準を規定する。

ウ 基準該当居宅介護支援の事業にも上記基準を準用する。

※ 8月定例会で承認。公布の日（平成30年8月24日）から施行。

### 2 介護予防支援事業者の指定基準条例の改正について

#### (1) 概要

指定居宅介護支援事業者の基準条例に、これまでの佐賀県の条例と同様に暴力団排除等の基準を規定したことに伴い、既存の介護予防支援事業者の指定基準にも、暴力団排除等の基準を追加した。

#### (2) 改正の内容

「佐賀中部広域連合指定介護予防支援の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」を一部改正し、次の基準を追加した。

ア 暴力団排除に関する基準を追加する。

イ 基準該当介護予防支援に関する指定基準を追加する。

※ 8月定例会で承認。公布の日（平成30年8月24日）から施行。

### 3 地域密着型サービス事業者等の指定基準条例の改正について

#### (1) 概要

介護保険法の一部改正により、平成30年度から、障害者総合支援法等の指定を受けている事業者から介護保険法のサービスについて指定の申請があった場合、「共生型サービス」として指定を行うことができることとなった。

本広域連合では、地域密着型サービス事業者と、権限移譲を受けている居宅サービス事業者の指定事務を執行しているが、共生型居宅サービス事業者の指定基準は佐賀県がすでに定めており、本広域連合では、地域密着型サービス事業者の指定基準を定める条例において、共生型地域密着型サービスの指定基準を定める必要がある。

(基準の制定については、1年間の経過措置あり。)

また、本広域連合の指定居宅介護支援事業者の指定基準条例や佐賀県の条例の内容との均衡を図るため、暴力団排除に関する基準を追加することとする。

#### (2) 改正の内容

「佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」を一部改正し、次の基準を定める。

##### ア 共生型地域密着型サービスの指定基準について

本広域連合で定める基準は、省令で定める基準とする。

##### イ 地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準等について

暴力団排除に関する基準を追加する。

申請者、管理者及び運営に関する基準において、暴力団に係る者を排除する基準を追加する。

#### (3) スケジュール

2月定例会において、条例の一部改正案を上程する。

施行日については、経過措置を用いて、平成31年4月1日とする。

## 案件6 第7期における地域密着型サービス事業者等の選定

### 1 施設整備の考え方

介護保険施設への入所に係る重度者への重点化に伴い、入所を必要とする在宅生活を営む方へのより適したサービス選択、またそれに対する支援等が重要である。

これらの方が、居住する地域で介護を受けながら生活を可能とする「住まい」の観点によるサービス提供体制の構築を行う。

### 2 地域密着型サービス事業者の選定

#### (1) 概要

本広域連合では、地域資源を十分に活用しながら、本広域連合の圏域全体で高齢者の生活を支えるため、第7期介護保険事業計画においても、圏域全体の調整を図り、日常生活圏の垣根を越えて利用できる体制を維持することとした。

そして、日常生活圏域を超えた利用を可能とするため、基盤整備についても、引き続き、圏域全体の調整を図ることとし、事業者の選定については、公平・公正を期するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を聴き、設置候補者を決定した。

#### (2) 設置候補者の公募について

ア 募集期間 平成30年6月20日～7月10日

イ 地域密着型サービス運営委員会による設置候補者の選定

平成30年8月2日 ※設置候補者決定

#### (3) 選定結果

	地域密着型サービスの種類	生活圏域	整備見込数	H30年度選定結果	
				応募数	選定数(※3)
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全域	1(※1)	0	
②	夜間対応型訪問介護	全域	1(※1)	0	
③	認知症対応型通所介護(共用型除く)	全域	3(※1)	0	
④	小規模多機能型居宅介護	全域	5(※1)	3	3
⑤	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	全域	0(※1)	0	
⑥	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	神埼北	1ユニット	0	
		上記以外の圏域	4ユニット	6(うち辞退1)	3
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	0(※2)	0	

※1 ①～⑤の整備数については、あくまで見込数であるため、選定の結果によって変動する。

※2 新設は対象外となり、対象は、既存施設の変更のみとなる。

※3 整備見込数に達しなかったサービスについては、平成31年度に再度募集を予定。

### 3 特定施設入居者生活介護事業者の選定

#### (1) 概要

特定施設とは、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームをいい、これらの特定施設は、指定基準を満たすことで、県の介護保険事業支援計画に定める定員の範囲内で、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けることができる。

第7期佐賀県ゴールドプランにより、本広域連合圏域において、混合型特定施設入居者生活介護150床の増床が、本広域連合と佐賀県との協議により計画されている。

当該サービスは総量規制の対象であることから、事業者のサービス参入の公平性を確保するため、事業者の選定については公募により行うこととしている。

#### (2) 設置候補者の公募について

ア 募集するサービスの種別 混合型特定施設入居者生活介護

※混合型特定施設・・・特定施設のうち、要介護者に限らず、要支援者や自立者も入居できる施設

イ 募集する定員数 150床

ウ 要件等

- ① 第6期までに吉野ヶ里町を除く区域で当該サービスは整備されたため、第7期においては、吉野ヶ里町にのみ30床の選定枠をもうけ、吉野ヶ里町以外の区域で120床を選定することとする。

ただし、吉野ヶ里町の区域で応募がなかった場合には、本広域連合全域を対象として150床の範囲内で選定することとする。

- ② 地域に密着した施設が好ましいことから、地域密着型特定施設入居者生活介護施設に準拠して、1施設30床以内とした単位を目安として選定する。

※地域密着型特定施設・・・定員29人以下の介護専用型特定施設

エ 設置候補者選定のスケジュール

平成30年10月上旬 募集に関する公表

10月下旬～11月中旬 募集期間

11月下旬 書類審査等

12月 居宅サービス等の事前申請に伴う法人選定審査会

(参考) 特定施設入居者生活介護の整備状況

所在地	事業所数計	定員計	第6期選定結果	
			応募数	選定数
佐賀市	10	200	11	3
多久市	2	120	0	
小城市	1	30	1	1
神埼市	2	90	2	1
吉野ヶ里町	0	0	0	
計	15	440	14	5

## 案件 7 地域包括支援センターの移転

### 1 移転する地域包括支援センター

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター
- (2) 佐賀市城北地域包括支援センター

### 2 移転の理由

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター  
神崎市役所脊振庁舎の建て替えに伴い、工事の間、事務所を神崎市脊振公民館へ移転するもの。
- (2) 佐賀市城北地域包括支援センター  
現事務所の狭隘化が進み十分な事務スペースが確保できなくなったため事務所の移転を検討するもの。

### 3 移転時期

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター  
平成30年10月22日
- (2) 佐賀市城北地域包括支援センター  
平成31年1月頃（予定）

### 4 移転先

- (1) 神崎市北部地域包括支援センター

旧住所	新住所
〒842-0201 神崎市脊振町広滝 558 番地 2	〒842-0201 神崎市脊振町広滝 555 番地 1

- (2) 佐賀市城北地域包括支援センター

旧住所	新住所（候補地）
〒849-0928 佐賀市若楠二丁目 1 番 27 号	〒849-0928 佐賀市若楠三丁目 1 番 11 号

○神崎市北部地域包括支援センター



○佐賀市城北地域包括支援センター



議事 2 平成 29 年度地域支援事業について

案件 1 平成 29 年度地域包括支援センターの運営状況報告

別冊資料 1



## 案件2 地域ケア会議の実施状況報告

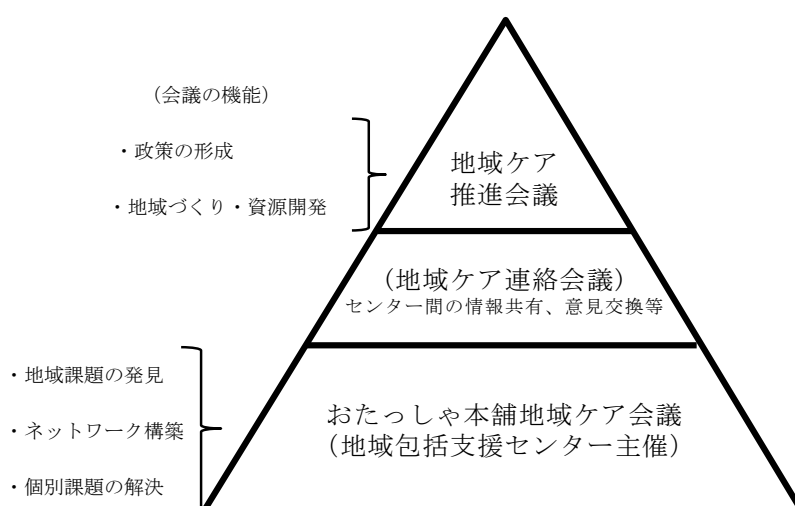
### おたっしゅ本舗地域ケア会議の推進

地域ケア会議には「個別課題の解決」「ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策形成」といった5つの機能があり、これらの機能はそれぞれ関係し合い、循環しながら地域包括ケアシステムを深化・推進していくことになります。

これらの機能の中でも、各地域包括支援センターでは、個別事例の検討を通じた「個別課題の解決」「ネットワークの構築」「地域課題の発見」を目的とする地域ケア会議（おたっしゅ本舗地域ケア会議）の推進に努めています。

また、おたっしゅ本舗地域ケア会議における高齢者の自立支援に係る課題解決には、リハビリテーションなどの専門的視点からの意見が必要なため、必要に応じて、リハビリテーション等の専門職をアドバイザーとしておたっしゅ本舗地域ケア会議に派遣しています。

#### ■ 図 佐賀中部広域連合における地域ケア会議の全体構成図



■ 表 平成29年度おたっしゅ本舗地域ケア会議開催実績

	開催回数 (回)	取扱事例数 (人)	会議 参加者数 (人)	アドバイザー 派遣数 (人)	
佐賀	15	9	431	32	
城南	4	2	58	2	
昭栄	3	5	35	8	
城東	5	5	39	1	
城西	7	5	89	5	
城北	11	10	124	3	
金泉	16	11	408	5	
鍋島	12	12	196	4	
諸富・蓮池	4	3	86	4	
大和	14	12	376	0	※
富士	3	2	41	4	
三瀬	17	11	259	1	
川副	19	26	269	9	
東与賀	6	3	77	0	
久保田	8	4	155	2	
多久	15	11	336	1	※
小城北	19	13	423	0	※
小城南	16	9	392	3	※
神埼	5	5	43	2	
神埼北	1	0	12	0	
神埼南	13	8	205	6	
吉野ヶ里町	6	5	167	7	
合計	219	171	4221	99	

※圏域のネットワーク内で専門職を確保しています。

■ 表 おたっしゅ本舗地域ケア会議での事例課題

	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	広域連合
事例数	120	11	22	13	5	171
事例課題数(延べ)	413	24	63	28	9	537
事例課題のテーマ別分類						
認知症施策の推進						
課題数	83	4	13	1	1	102
概要	認知症の悪化に伴う対応困難、認知症等疾病に対する本人家族の理解、地域の理解、若年性認知症の就労、緊急時の対応、金銭財産管理、所在不明、火の不始末、介護者の経済的・身体的・精神的負担、老老介護、介護離職、ダブルケア、契約行為ができない					
生活支援体制整備						
課題数	134	12	17	16	3	182
概要	SOS発信の困難、オートロックでの安否確認が難しい、地域の見守り体制が希薄、孤独死、情報難民、訪問販売被害、災害時の対応が自力でできない、家事能力が身につけていない、衛生環境が悪い、ゴミを出せない、交通事故の可能性有、免許返納による移動困難、地域とのトラブル、保証人がいない、未就労の子供、多重課題を抱える世帯、生活困窮・借金、空き家への対応、すまいの確保(上階層)、世話できなくなったペットへの対応、情報難民					
在宅介護・医療連携						
課題数	67	6	13	4	0	90
概要	服薬管理が困難、体調管理が困難、受診歴なく健康状態不明、健康不安、受診困難、医療に対しての判断決定ができない、在宅での医療管理が困難(導尿・経管栄養・人工呼吸器)、関係機関の情報共有、					
自立支援						
課題数	129	2	20	7	5	163
概要	食生活の偏り、栄養状態の悪化、通いの場への移動手段がない、一人で自由に外出できない、地域との交流がない、生きがいやりの喪失、閉じこもり、通える場所・居場所がない、ADL・IADLの低下					

### 議事 3 平成 29 年度主要事業の実績報告について

- 案件 1 要介護等の認定に係る状況
- 案件 2 介護保険給付費執行状況
- 案件 3 介護予防・日常生活支援総合事業の執行状況
- 案件 4 介護保険料の賦課収納状況
- 案件 5 介護サービス事業者に対する指導等の状況

### 別冊資料 2